

Title	サン＝ランベールと『百科全書』：項目「作法<<MANIÈRE>>」をめぐって
Sub Title	Saint-Lambert et l'Encyclopédie : Autour de l'article
Author	井上, 櫻子(Inoue, Sakurako)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2018
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. フランス語フランス文学 (Revue de Hiyoshi. Langue et littérature françaises). No.67 (2018. 10) ,p.19- 32
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10030184-20181031-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

サン＝ランベールと『百科全書』

——項目「作法« MANIÈRE »」をめぐって——

井 上 櫻 子

『百科全書』研究が本格化するきっかけを作ったジャック・ブルーストの『ディドロと「百科全書」』（1962年）¹⁾以来、この大事典の成立過程に関心を寄せる人々は、まず何よりディドロの貢献に注目してきた。よく知られるように刊行途中で『百科全書』が禁書処分を受けたり、出版計画遂行中にダランベールが編集作業から手を引いてしまったりと、ディドロの直面した困難は数知れない。20年強の歳月をかけ、万難を排して夢を実現した孤高の思想家というイメージは、読者にしてみれば確かに魅力的だ。そして、ディドロの執筆項目の分析は、『百科全書』の生成プロセスをたどるための重要な鍵を与えてくれるというのもまた確かだ。

しかしその一方で、この20年あまりの間にディドロの思想解明に偏りがちであった『百科全書』研究のあり方への反省から、ディドロ以外の寄稿者の執筆項目に光を当てる重要性が研究者の間で次第に認識されるようになってきている。近年急速に盛んになりつつあるダランベール研究²⁾や、ジョークール

1) Jacques Proust, *Diderot et l'Encyclopédie*, Armand Colin, 1962 (3^e édition, Albin Michel, 1995).

2) ダランベールの全集刊行計画は、「『全集』編集とダランベールとその時代の研究を目指すダランベール・グループ」によって進められており、ダランベールの遺した著作物を「1756年以前の数学論考」、「『百科全書』」、「1757年以降の数学論考」、「哲学的著作」、「書簡」と5つのシリーズに分類した上で編集、出版している（既刊は7巻）。この全集刊行計画は、科学アカデミー、フランス学士院などフランスを中心にヨーロッパの複数の研究機関の支援を

研究³⁾などはその典型例であろう。とりわけ、新たな研究動向としてディドロ研究者からもその必要性が認知されているのは、『百科全書』の無記名項目の生成研究である。こうした項目は、編集長ディドロに帰せられるとみなされる傾向にあった。

ロレーヌ地方生まれの作家にして思想家、ジャン＝フランソワ・ド・サン＝ランベールの執筆項目もそのような無記名項目の一つである。サン＝ランベールはフランス国王軍に仕える軍人でありながら、当時としてはかなり急進的な危険思想をも含んだ『百科全書』の項目執筆および刊行計画の遂行に協力し続けた。ただし、項目の寄稿にあたっては、一貫して匿名を守ったことに加え、サン＝ランベールの著作自体、19世紀に入って次第に忘れ去られていったこともあって、彼の執筆項目がどのような人間論を踏まえて執筆されたのかという点についてはいまだ解明されていない——なかには項目「立法者」や「奢侈」のように当時の政治思想、経済思想を知る上で重要なテキストも含まれているにもかかわらず。現在のところ、サン＝ランベールは『百科全書』に少なくとも27の項目を寄稿したことが判明しているが⁴⁾、

得て進められている『百科全書』電子批評版プロジェクト（通称 ENCCE）とも連動している。

また、ディドロ協会の刊行する『ディドロ・「百科全書」研究 *Recherche sur Diderot et l'Encyclopédie*』の最新刊（第52号、2017年）においても、「ディドロとダランベール」特集が組まれている。

- 3) ジョクール研究の主だったものとしては、以下のものが挙げられる。
Haechler, Jean, *L'« Encyclopédie » de Diderot et de... Jaucourt. Essai biologique sur le chevalier Louis de Jaucourt*, Paris, H. Champion, 1995 ; Gilles Barroux et François Pépin (dir.), *Le Chevalier de Jaucourt : l'homme aux dix-sept mille articles*, Société Diderot, 2015 ; Olivier Ferret, *Voltaire dans l'Encyclopédie*, Société Diderot, 2016.
- 4) サン＝ランベールがどのような項目を執筆したか明らかにするにあたり、最初に参照されたのが、18世紀末から19世紀初頭にかけて刊行された『サン＝ランベール思想著作集』(*Œuvres philosophiques de Saint-Lambert*, Agasse, 1797-1801, 6vol.)である。この著作集の第6巻に、13の項目がサン＝ランベールの執筆項目として再録されているからである。しかし、その後ディークマンやラフらを中心に進められた『百科全書』研究の発展、とりわけF.ム

そうした項目の中には、ディドロの執筆項目とみなされてきたものも少なくない。それは、これらの項目が19世紀初頭に刊行されたディドロ著作集の中で、この思想家に帰せられるものとして紹介されたこととも決して無関係ではないだろう。

本論考では、『百科全書』第10巻に収められた項目「作法「MANIÈRE」」⁵⁾を主たる考察の対象とする。そして、この項目を軸として他のサン＝ランベールの執筆項目（特に道徳関連）や著作との関連性を検討しながら、そこから浮かび上がってくる彼の政治思想の一端を明らかにしたい。

I. サン＝ランベールによる「作法」の定義

まず、項目「作法「MANIÈRE」」第1段落を見てみよう。

作法、女性名詞（文法、政治、道徳）最も広く受け入れられている意味では、人々の間で行われるべき交流をより心地よいものにすべく築かれた慣習のことである。習俗の表れであるか、あるいは単に慣習に従った結果にすぎないこともある。作法と習俗との関係は、信仰と宗教との関係のようなものだ。作法は習俗を可視化したり、守ったり、習俗の代わりをしたりする。したがって、社会において作法はモラリストたちが考えているよりもはるかに重要なものなのである⁶⁾。

『百科全書』に先行する辞典類に目を通すと⁷⁾、サン＝ランベールによる

ローによるサン＝ランベールの自筆ノートの発見により (François Moureau, « Le manuscrit de l'article « Luxe » ou l'atelier de Saint-Lambert », *Recherche sur Diderot et l'Encyclopédie*, n° 1, 1986, pp. 71–84.)、サン＝ランベールの執筆項目数は27と改められた。

5) Art. « MANIÈRE (*Gramm. Pol. Moral.*) », dans l'*Encyclopédie*, t. X, 1765, pp. 34–36.

6) *Ibid.*, p. 34.

7) M. レカ＝ツイオミスは、『百科全書』を辞書史の流れに位置付けた上で、そ

« Manière » という語の定義がきわめて特徴的であることがわかる。というのも、例えば、1721年刊行の『トレヴー事典』には、単数形の « MANIÈRE » という見出語の後に、「各人が特に行動したり、話したり、何かしたりする際の特徴」⁸⁾ という定義が記されているし、1740年刊行のアカデミーの辞典も、「MANIÈRES」とは「(複数形で) 振る舞い方」⁹⁾ とした上で、幾つかの用例を示しつつ、この語が特定の個人の「振る舞い方」を指すものであることを示唆しているからだ。これに対して、サン＝ランベールの執筆項目「作法」でいささか奇異にさえ映るのは、まず見出語の後に示した分類符号によって、「作法」という語が「政治」に関わるものと打ち出されている点である。そして、項目冒頭の段落において、「人々の間で行われるべき交流をより心地よいものにすべく築かれた慣習 « des usages établis pour rendre plus doux le commerce que les hommes doivent avoir entr'eux »」あるいは「(作法は) 習俗の現れである « Elles sont l'expression des mœurs »」と述べて、作法が人間の円滑な集団生活の実現に関わるものであると強調されている点も興味深い。

ここで参照資料として引き合いに出したいのが、サン＝ランベールが『百科全書』に寄稿した政治関連項目「立法者 « LÉGISLATEUR »」¹⁰⁾ である。というのも、社会における「作法」の重要性を強調した一節——先の引用の結びにも同様の主張が見受けられるが——が確認されるからだ。

の生成過程に迫る必要性を説いている (Marie Leca-Tsiomis, *Écrire l'Encyclopédie. Diderot : de l'usage des dictionnaires à la grammaire philosophique*, SVEC 375, The Voltaire Foundation, 1999)。また ENCCRE サイトで着手されている『百科全書』の項目への注釈付与作業においても、先行するさまざまな辞書から『百科全書』が何を引き継ぎ、さらに後続の辞書群にどのような影響を与えたか示すことに一つの主眼が置かれている。

8) « MANIÈRE », dans le *Dictionnaire universel français et latin*, t. III, 1721, p. 138.

9) « MANIÈRES », dans le *Dictionnaire de l'Académie française*, t. II, 1740, p. 77.

10) Art. « LÉGISLATEUR », dans l'*Encyclopédie*, t. IX, pp. 357–363.

「立法者」は作法 « les manières » を等閑視することはないだろう。作法がもはや習俗の表れでなくなった時には « Quand elles ne sont plus l'expression des mœurs », 習俗にブレーキをかける。人々をあるべきように振る舞うように仕向けるのだ。そして、作法が中途半端にしか習俗の代わりをしていないとしても、それでもたいていの場合、習俗と同じ効果を発揮するのだ¹¹⁾。

注目すべきは、項目「作法」同様、項目「立法者」においても「作法は習俗の表れである」という発想が見受けられることだろう。そして「作法」が社会において、人々に逸脱的行動をとることを思いとどまらせるとともに、模範的行動を取らせる一種の法のような役割を果たしているという考え方は、項目「奢侈」¹²⁾ にも見出されるものでもある。奢侈擁護を目的としたこの項目の中で、断罪されるべきは富そのものではなく、富者による財産の誤った使用法にあるとするくぐりを見てみよう。

自分の立場における義務を果そうとしなくなったとき、人は他者と自分自身に義務を思い起こさせてくれるような体裁、調子、作法 « manières » を無視していることになるのだ¹³⁾。

さらに、『百科全書』第4巻に収められたサン = ランペールの執筆項目「親密さ、親交 « FAMILIRATÉ »」¹⁴⁾ を一読すると、彼が「作法」を守ることはあらゆる人間関係において求められるものとは考えておらず、むしろ平等で親しい関係の構築の障壁となりうるし、また逆に貴族にとっては社会階級

11) *Ibid.*, p. 361.

12) Art. « LUXE », dans l'*Encyclopédie*, t. IX, pp. 763–771.

13) *Ibid.*, p. 767. また、項目「奢侈」の中にも、やはり習俗と作法を不可分のものとみなしているようなくぐりが見受けられることも指摘しておきたい (*Ibid.*, p. 766)。

14) Art. « FAMILIARITÉ », dans l'*Encyclopédie*, t. VI, p. 390.

(特に彼らの立場)の維持を保証するものとみなしていることがわかる。

親密さ(道徳) これは信頼し、平等な関係にある人々の間に前提される話し方や作法 « *manières* » における自由を指す。

(中略)

「きちんとした態度 « *maintien* »」、「作法における気品 « *noblesse dans les manières* »」、「威厳 « *dignité* »」、「体面を保つこと « *représentation* »」は大貴族が人々との間に置くことのできる障壁だ。それらは「親密さ」の敵である¹⁵⁾。

それでは、サン＝ランベールが既存の辞書の定義を自分なりに変奏し、「作法」が人々に社会における義務を目覚めさせる役割を果たすと強調しているのはなぜか。項目「作法」をさらに読み進めると、彼には一つのはっきりとした意図があることが次第に明らかになってくる。

II. サン＝ランベールにおける感覚的人間論と道徳論

サン＝ランベールの考察は、「われわれはどれほど機械的な習慣によって、自らの内に道徳原理を持たないような行動を起こしているか」¹⁶⁾ という問いから出発し、中国において見受けられる子供の親に対する極端なほどの尊敬の念¹⁷⁾、ゲルマン民族の間における深い女性崇拜の念¹⁸⁾ など、地域における道徳的感情の多様性に触れながら、「機械的な習慣」が「道徳原理を生み出す」¹⁹⁾ ことすらあるという、その理由を解き明かそうとする。ここでサン＝ランベールが持ち出すのが、人間の肉体、とりわけ筋肉や神経の動きと情念とは密接な関係にあるという議論である。

15) *Ibid.*

16) Art. « MANIÈRE », dans l'*Encyclopédie*, t. X, p. 34.

17) *Ibid.*, p. 35.

18) *Ibid.*

19) *Ibid.*

苦しみや喜び、欲望や恐れ、愛することや嫌悪感は、その原因がどれほど精神的なものであろうと多かれ少なかれ身体的影響があり、それは程度之差こそあれはっきり感じとられる記号によって現れる。

(中略)

しかしそれと同様に真実なのは、通常ある情念の結果である筋肉や神経の動きがそうした情念の助けなしにわれわれのうちにかき立てられ、繰り返された場合も、ある程度までそうした動きが再現されるということである²⁰⁾。

ここでサン＝ランベールがとくに強調しようとしているのは、この引用文の2段落目で展開される議論、すなわちある情念の結果生じるはずの「筋肉や神経の動き」が情念に先んじて発生し、その結果、こうした「筋肉や神経の動き」によって情念が発生するということである。その論拠として、音楽がそれを聴いた人に与える影響の例が挙げられる。つまり、音楽の刺激で起こる神経の動きによって、喜びや悲しみなどの感情を覚えることがあるということだ²¹⁾。

人間の精神的営為が肉体器官、とりわけ感覚神経が受ける外的刺激によって支配されるという考え方は、言うまでもなく18世紀に有力な人間論の一つとなっていた感覚論に基づくものである。サン＝ランベールが、感覚論的人間論を支持していることは、『百科全書』本文刊行が完結してから4年後に出版された詩集『四季』（初版1769年）からも確認される。これは、四季の変遷とともに移ろいゆく自然の諸相とその中で生活する人間のさまざまな情緒的経験を4つの詩を通して描き出す作品であるが、その中で詩人は一貫して人間が外界の自然から受けるさまざまな影響とその情念を物理的感

20) *Ibid.*

21) *Ibid.*

この議論については、以下の論考でも取り上げられている。Alain Cernuschi, *Penser la musique dans l'Encyclopédie. Étude sur les enjeux de la musicographie des Lumières et ses liens avec l'encyclopédisme*, Honoré Champion, 2000, III^e partie, chap. 18, pp. 619–620.

覚 « sensations » を基準とに分析しているのである²²⁾。とりわけ、項目「作法」に展開される人間の肉体と情念との関係についての議論については、サン＝ランベールは『四季』初版刊行時にほぼそのまま「夏」の注記に引き写していることから²³⁾、『百科全書』に展開した考察の中でもこだわりのある議論だったと推察される²⁴⁾。確かに、大幅な改訂を施した『四季』第3版(1771年)では「作法」からの一節は削除されてしまう。しかしそれは、サン＝ランベールが初版で提示したような肉体と精神との関連についての主張を捨て去ったことを意味するものではない。むしろサン＝ランベールが一貫して感覚論を自らの人間論の中核に据えていることは、「作法」からの一節が引用された『四季』第2歌「夏」の注記の直後に続く以下の一節からも明らかになる。夏の「暑さ」がどうして人間に喜びをもたらしてくれるのか、その理由について詩人は次のように説明している。

暑さが神経と筋肉に、快樂と同じような穏やかな休息を与えてくれるおかげで、精神は心地よい状態だ、満足だと感じる。精神がそう気付き、納得したとき、ただ存在することが幸福となり、人はこのように感じるができるだろう。「私は幸せだ。なぜなら存在しているからだ」と²⁵⁾。

22) Saint-Lambert, *Les Saisons. Poème*, texte établi et annoté par Sakurako Inoué, STFM Classiques Garnier, 2014. とくにサン＝ランベールの人間論については、序説 (« Introduction », pp. 17–27) を参照のこと。

23) *Ibid.*, « Notes de Saint-Lambert, sur < l'Été > », pp. 169–170.

24) ちなみに、同じく「夏」の注記では、改訂版(第3版)以降、「作法」のかわりに、項目「立法者」に展開された議論が再録される(Saint-Lambert, *Les Saisons*, « Notes de Saint-Lambert sur < l'Été > », pp. 174–175. « LÉGISLATEUR », t. IX, pp. 357–358.)。

なお、この問題については以下の拙稿で論じている。Sakurako Inoue, « Jean-François de Saint-Lambert, lecteur et collaborateur de l'*Encyclopédie* : autour d'une note sur < l'Été > des *Saisons* », 『『百科全書』・啓蒙研究論集』(『百科全書』研究会)、第2号、2013年、pp. 115–130.

25) Saint-Lambert, *Les Saisons*, « Notes de Saint-Lambert sur < l'Été > », p. 170.

休息時、肉体と精神が弛緩している状態でただ存在していることから得られる充足感、すなわち「自己充足感」を人間の幸福の根源とする考え方は、ディドロが『百科全書』の項目「甘美« DÉLICIEUX »」²⁶⁾において提示しているものである。サン＝ランベールが感覚論的人間論を支持するのは、百科全書派の書き手として自ら属する思想的陣営の理念を擁護しようとの意志の表れとも受け取れよう。

それでは、サン＝ランベールが項目「作法」において感覚論的人間論を支持するのはなぜか。それは、人間の精神は外界から受ける刺激からさまざまな影響を受けるのだから、その発想に基づき、個人に「人間関係の構築」に必要な「作法」を守らせることにより、社会の一員としての義務を果そうという道徳的感情を抱かせ、かくして社会の良き習俗を維持させようとの意図があつてのことだと考えられる。このような態度は、道徳的感情は人間に先天的に与えられたものであり、その道徳的感情に基づいて社会を構築すべきだとするルソーの議論とは対照をなしている²⁷⁾。

26) Art. « DÉLICIEUX », dans l'*Encyclopédie*, t. IV, 1754, pp. 783–784.

「自己存在感」をめぐる議論については以下の論考及び研究書を参照のこと。文献の多さからも、「自己存在感」という概念が18世紀の作家、思想家にとってきわめて重要視されていたことがわかるだろう。Georges Poulet, *Études sur le temps humain*, t. I, 1949 (Plon 10/18, 1972), chap. 10, pp. 214–219 ; Robert Mauzi, *L'Idée du bonheur au XVIIIe siècle*, chap. 8, pp. 293–300 ; Roland Mortier, « À propos du Sentiment de l'existence chez Diderot et Rousseau : notes sur un article de l'*Encyclopédie* », *Diderot Studies*, VI, 1964, pp. 183–195 ; John Spink, « Les avatars du « sentiment de l'existence » de Locke à Rousseau », dans *Dix-huitième Siècle*, n° 10, 1978, pp. 269–298 ; M. Leca-Tsiomis, *ouv. cité*, III^e partie, chap. 24, « DÉLICIEUX », pp. 446–449.

27) Rousseau, *Émile, ou de l'éducation*, dans *Œuvres complètes*, Gallimard, « Bibliothèque de la Pléiade », t. IV, pp. 598–600.

人間の言語と社会の起源を精神的要求に求めようとするルソーの主張に光を当てた論考としては、以下の論考を参照のこと。Makoto Masuda, « La diversité originelle des langues et des sociétés dans l'*Essai sur l'origine des langues* », *Études Jean-Jacques Rousseau*, n° 2, 1988, pp. 259–276 ; 増田真「ルソーにおける言語の起源と人間の本性——『人間不平等起源論』と『言語

Ⅲ. サン＝ランベールの立法者論

項目「作法」ではこののち、政治形態の違いにより「習俗」も「作法」も変わりうるとした上で²⁸⁾、順に独裁制、民主制、貴族制における「作法」のあり方、機能について解説が進められる。独裁制の敷かれた国々では「共通の主人を持つ平等な立場の奴隷」同士であっても、その作法を通して相手と自分に対する尊敬の念を示そうとはしないと、この政治形態が唾棄されているのは改めて述べる必要はないかもしれない²⁹⁾。一方、民主制の国々では、「『作法』はいかなる分野においてもほとんど依存関係を示すことはなく、『作法』や決まった慣習よりも、自然な表現が見受けられることが多く、市民一人ひとりの態度、表情、行動には自由さが表れている」³⁰⁾とされる。そして、貴族制のもとにある国々では、多くの「定まった作法や慣習」³¹⁾が認められるという。

それでは、現代の読者が期待する通りに、サン＝ランベールは民主制を擁護しようとするのかというところではない。そもそもサン＝ランベールは、ロレーヌ地方の貴族の出であるが³²⁾、そうした出自が影響したのであろうか。項目「作法」では、貴族制のもとでは、「公的自由 « *liberté publique* »」は保障されなくとも、少なくとも「公民的自由 « *liberté civile* »」は担保されるとして、その範囲内で個人の自由と共同体の安寧とがいかに共存しうるか、その可能性を探ろうとする——そもそも、「作法」など問題にならないような親密な関係は、原初期にしか認められなかったとは、項目「親密さ」にお

起源論』、『仏語仏文学研究』第3号、1991年、pp. 3-23。

28) Art. « MANIÈRE », dans l'*Encyclopédie*, t. X, p. 35.

29) *Ibid.*

30) *Ibid.*

31) *Ibid.*

32) サン＝ランベールの伝記的事実については以下の著作に詳しい。Roger Poirier, *Jean-François de Saint-Lambert (1786-1803). Sa Vie, son œuvre*, Sarreguemines, Éditions Pierron, 2001.

いて、すでに示唆されていたことでもある³³⁾。そして、「宗教と習俗、法、『作法』を混同した中国の立法者を断罪した」³⁴⁾モンテスキューを批判しつつ、「最も長期にわたり国民的精神を保持した国家」³⁵⁾は、むしろ「国家の構造、宗教、習俗、『作法』の関係性を最もうまく築いた国家」³⁶⁾、「『作法』が法によって制度化された国家」³⁷⁾であると述べて、明文化された法以外の要素が国家の構成員に与える精神的な影響に着目する必要性を強調する。ここでサン＝ランベールが念頭に置いているのは、『法の精神』第19巻第16章「一部の立法者はいかにして人々を支配する原理を混同したか」であると考えられる。この章の冒頭で、モンテスキューは以下のように述べている。

習俗と作法は慣習であって、これらは法が定めたものでなければ、定めることもできなかつたものでもあり、またそう目指したこともないものだ。

法と作法の間には、法がどちらかといえば市民の行動を規定するものであるのに対し、作法はむしろ人間の行動を規定するものだという違いがある³⁸⁾。

ここまで読み進めてくると、項目「作法」執筆時のサン＝ランベールの意図は、モンテスキューの議論を意識しつつ、それを修正する形で独自の立法者論を展開することであったと明らかになってくる。この項目の冒頭において、項目「立法者」におけるのと同様、作法は習俗と密接な関係を持ち、さらに人々が義務を遂行するよう促す点で、社会において重要な働きをしていると

33) Art. « FAMILIARITÉ », dans l'*Encyclopédie*, t. VI, p. 390.

34) Art. « MANIÈRE », dans l'*Encyclopédie*, t. X, p. 36.

35) *Ibid.*

36) *Ibid.*

37) *Ibid.*

38) Montesquieu, *De l'Esprit des Loix*, édition de Robert Derathé, Garnier, 1973, livre XIX, chap. 16 « Comment quelques législateurs ont confondu les principes qui gouvernent les hommes ? », t. I, p. 337.

強調しているのも、モンテスキューが示したのとは異なる立法者像を打ち出そうという意志の表れと捉えることができよう。

項目「作法」において、サン＝ランベールはさらに、古代エジプト人やスパルタの人々がそれぞれ独自の国家精神を保持することができたのは「習俗、『作法』、法、宗教が結束した政体」³⁹⁾を有したからに他ならないと強調しつつ、こうした歴史上の比類なき例に匹敵しうるのがフランスだと次第に論点を移行させていく。サン＝ランベールはまず、「フランス人は近代ヨーロッパにおいて気質が最もはっきりしており、最も変化していない国民だ」⁴⁰⁾とした上で、それは彼らの間で「かつては『作法』がいわば法の一部をなしていた」⁴¹⁾のみならず、「フランスではいまだに他のヨーロッパの地域以上に社交界に入るときに受ける第二の教育の目的の一つとなっている」⁴²⁾からだとして説明する。ただし、社交界に入るときに学ぶ「作法」といっても、サン＝ランベールが念頭に置いているのは、単なる振る舞いのルールではないことが以下の段落からはっきりわかる。

したがって、「作法」は教育の目的の一つであるべきであるし、少なくとも模範によるのと同じくらいの頻度で法によってでも定められうるものなのだ。習俗は人間の内面であり、作法は人間の外面である。法によって「作法」を定めるのは、美德を信仰することにすぎない⁴³⁾。

サン＝ランベールは国家の維持のために、個人を「美德」を尊重し社会生活を営む市民となすべく道徳教育を施す必要性を認め、その教化の手段として「作法」に注目したのである。また、「『作法』は（中略）法によってでも定められうる」という一節は、まさしく『法の精神』の「習俗と作法は慣習で

39) Art. « MANIÈRE », dans l'*Encyclopédie*, t. X, p. 36.

40) *Ibid.*

41) *Ibid.*

42) *Ibid.*

43) *Ibid.*

あって、これらは法が定めたものでなければ、定めることもできなかったものでもあり、またそう目指したこともないものだ」という一節を意識したものであろう。

「法」と「作法」が不可分であることに基づいた教化という発想は、項目「立法者」の以下の一節からも確認される。

「立法者」の住居から、そして、彼自身の模範的行動と、尊敬されている人々の模範的行動によって、作法は人々へと広がっていくのである⁴⁴⁾。

「立法者」はその気高い人格の表れとも言うべき「模範的行動」を通して、人々に「作法」、あるべき姿を教えることができるという考え方は、項目「作法」に相通じるものと言えよう。

ここまで見てきたとおり、サン＝ランベールの執筆項目「作法」は、やはり彼の筆になる項目「立法者」との比較検討により、「政治」関連の項目として分類された理由のみならず、この項目がモンテスキューへの反論となっていることも明らかになってくる。サン＝ランベールは『百科全書』に寄稿するにあたり、一貫して匿名を貫いた。しかしその一方で、項目「作法」や「立法者」については、多くの当時の読者が刊行を待ち望んでいた『四季』において自らその作者であると明かしていることから⁴⁵⁾、『百科全書』で展開している自らの説に自負を持っていたと考えられる。そしてまた、『百科全書』の中でも興味深い項目を選りすぐった『「百科全書」精髓』に項目「作

44) Art. « LÉGISLATEUR », dans l'*Encyclopédie*, t. IX, p. 361.

45) Saint-Lambert, *Les Saisons*, « Notes de Saint-Lambert sur < l'Été > », p. 169 et « Notes de Saint-Lambert sur < l'Hiver > », p. 294.

のみならず、『四季』第3版以降では、項目「立法者」の一部をほぼそのまま引き写している (*Ibid.*, « Notes de Saint-Lambert sur < l'Été > », pp. 174–175)。

法」がそのまま再録されていることから⁴⁶⁾、サン＝ランベールの議論が当時の読者の注目を集めたことが確認される。

サン＝ランベールの政治関連項目はこれまで十分な分析対象となっていなかったかもしれない。しかし、こうしたテキストに目を向けるとき、たとえば『法の精神』のような著作が18世紀にどのように受容されたか捉えることができよう。そしてまた、近代的な法が制定される前夜にあつて、法とは何か、あるいは法と道徳律はどのような関係にあるか、などといった問題をめぐって展開された作家間の対話を浮き彫りにすることも可能になるだろう。

付記：本研究成果は、平成30年度文部科学省科学研究費補助金・基盤研究(C) (課題番号17K02601) の助成を受けたものである。

46) *L'Esprit de l'Encyclopédie*, t. III, 1772, pp. 367–375